

「天理市太陽光発電の適正な設置及び管理に関する条例」(案)に対する意見の概要及び市の考え方について

No.	意見の箇所	意見の概要	本市の考え方
1	第12条(説明会の実施)	<p>1.天理市として住民説明会の詳細なガイドラインを作成すること。                      主な内容としては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 用地の売却または賃貸などの内容</li> <li>イ 自然環境、風土、風景など環境との共生・調和</li> <li>ウ 土砂の流出や水害等の防止</li> <li>エ 光害や安全への対策</li> <li>オ 維持管理</li> <li>カ 管理者、相談等の窓口と体制、標示</li> <li>キ 災害等への対策(体制、保険)</li> <li>ク 売電期間終了後の処理</li> <li>ケ 地域との協調(災害時の地元利用は可能か等)</li> <li>コ 許認可、手続きの内容を明記</li> <li>サ 工事期間中安全確保のため警備員を配置すること</li> <li>シ 説明内容は文書で関係者に配布すること</li> </ul>	<p>条例公布に合わせて公開できるよう、現在ガイドラインを作成しております。</p> <p>いただいたご意見「サ」に関して、よりわかりやすくするため、条例第12条第2項中の「維持管理」を「事業期間中の安全管理」に変更しました。</p>
2	第3条(事業者の責務)	<p>2.住民合意書は文書で締結することを明記すること。                      3.一定規模以上の設備には住民同意を義務化することを明記すること。</p>	<p>憲法の財産権等の趣旨も踏まえ、本条例は届出制を旨としておりますが、事前協議、説明会等の内容を充実させることで同様の効果を果たすよう努めてまいります。</p>
3	第13条(届出)	<p>4.破産、譲渡、相続等により事業を承継する場合は条例に基づく設備の設置管理の必要な事項は承継することを明記すること。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、条例第13条に第3項を追加し、承継に関する届出を明文化しました。</p>
4	第10条(事前協議)	<p>5.沈砂池の機能は十分確保すること。工事期間中の土砂の流出による被害には事業者が責任を持って解決することを明記すること。</p>	<p>ご意見をいただいた内容については、事前協議等を通して、安全を確保するよう努めてまいります。</p>

5	第3条(事業者の責務)	6. 条例第3条第1項の3行目「しなければならない」は「理解を得るとともに」にもかかるのでしょうか。「しなければならない」は第3条のうちどこまでかかるのでしょうか。	いただいたご意見のとおり、「しなければならない」は条例第3条第1項全体にかかります。よって当該箇所は「地域住民等の理解を得なければならない」と解釈してください。
6	第5条(市の責務) 第9条(抑制区域) 第10条(事前協議) 第15条(報告の徴収) 第17条(命令) 第18条(勧告) 第19条(指導又は助言) 第20条(公表) 第21条(国及び県への報告)	7. 「実施するものとする」は合理的な理由があればしなくてもよいがなぜそうしたのでしょうか。「ものとする」は削除すること。 8. 第10条2項「行うものとする」は「行う」に置き換える。 9. 第15条「求めることができる」を「必要な措置を講じなければならない」に置き換える。 10. 第17条「命ずることができる」を「命じなければならない」に置き換える。 11. 第18条「勧告することができる」を「勧告しなければならない」に置き換える。 12. 第19条「行うことができる」を「行わなければならない」に置き換える。 13. 第20条第2項「公表することができる」を「公表しなければならない」に置き換える。 14. 第21条「報告するものとする」を「報告しなければならない」に置き換える。	表記は素案から変更しませんが、第1条に規定する目的を達成できるよう、今後必要な措置の実施に努めてまいります。